



2026年2月24日

各 位

会社名 株式会社セレス  
代表者名 代表取締役社長 都木 聡  
(コード番号：3696 東証プライム市場)  
問合せ先 常務取締役兼管理本部長 小林 保裕  
電話番号 03-6455-3756

## 役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2026年2月24日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の見直しを行い、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬改定に関する議案を、2026年3月30日に開催予定の当社第21期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役の報酬改定

##### (1) 改定の理由

当社は、中期経営計画の達成及び持続的な企業価値向上の実現に向け、サステナビリティを経営の重要課題として位置付けております。今般、気候変動およびサプライチェーンの持続可能性に関する国際的な評価指標であるCDP<sup>※1</sup>気候変動スコアおよびEcoVadis<sup>※2</sup>評価を役員報酬の評価指標として導入し、ESGへの取組みと役員報酬を連動させることで、サステナビリティ経営の実効性を一層高めるとともに、取締役のインセンティブを中長期的な企業価値向上および株主の皆様との価値共有とより強く連動させることを目的として、本制度の見直しを行うものです。また、株式報酬の比率を拡充することで、取締役の株主価値向上へのコミットメントを一層明確化し、持続的な成長および企業価値向上を促進してまいります。

##### (2) 改定の内容

当社の対象取締役の報酬額は、2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とすること、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）については、年20,000株以内及び年額200百万円以内とすることにつき、ご承認をいただいております。今般、本制度の見直しに伴い、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、年50,000株以内及び年額300百万円以内に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

### (3) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社普通株式を発行または処分するものです。

株式報酬の付与数および支給額は、当社グループの業績指標である連結当期純利益の達成状況に加え、非財務指標としてCDP<sup>※1</sup>気候変動スコアおよびEcoVadis<sup>※2</sup>評価の達成度を反映して決定するものとし、財務指標とESG指標の双方を考慮した報酬体系といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定いたします。

#### ※1 CDP: カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト

企業や自治体の環境情報の開示を促進する国際的な非営利団体であり、気候変動・水・森林・生物多様性・プラスチックなどの課題に関する詳細な質問票への回答を要請し、その質に応じてスコアリングを行う。

#### ※2 EcoVadis: エコバデイス

「環境」「労働と人権」「倫理」「持続可能な調達」4分野で、サプライチェーン全体のリスクとパフォーマンスを評価する国際的格付機関。(2025年4月現在で、世界185ヶ国、15万社以上、250以上の業種を評価)

## 2. 効力発生日

本制度の改定は、2026年3月30日開催予定の第21期定時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2026年3月31日より効力を生じる予定です。

以上